

ひかりサロンりゅうじん
地域密着型通所介護・予防給付型通所サービス
運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 医療法人真正会が開設するひかりサロンりゅうじん（以下「事業所」という。）が一体的に行う地域密着型通所介護事業及び予防給付型通所サービス事業（以下単に「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、機能訓練指導員、看護職員及び介護職員が、要介護者、要支援者又は事業対象者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な地域密着型通所介護及び予防給付型通所サービス（以下「通所介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の介護その他必要な援助を行うことにより、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指すとともに、利用者の社会的孤立感の解消及び利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

2 事業所は、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に通所介護等を提供する。

3 事業所は、関係市区町村、地域包括支援センター、介護保険サービス事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 ひかりサロンりゅうじん

(2) 所在地 和歌山市小雑賀 805 番地 1 号

スーパーセンターオークワセントラルシティ和歌山店

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 1 事業所に勤務する職員の職種及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者は職員の管理及び業務の管理を一元的に行い、職員に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。

(2) 生活相談員は、利用者及び家族に対する適切な相談・援助等を行うとともに、通所介護等の利用の申込に係る調整、他の職員と協力しての地域密着型通所介護計画及び予防給付型通所サービス計画の作成補助等の業務に従事する。

(3) 機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための機能訓練、助言を行う。

(4) 介護職員は、通所介護等における入浴、排せつ、食事の介助等、日常生活に必要な支援及び介護を行う。

(5) 看護職員は、健康管理及び心身状態の把握を行う。

2 事業所に勤務する職員の員数は次のとおりとする。
 地域密着型通所介護及び予防給付型通所サービスの職員

1 単位

	管理者		生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤(人)		1		2		1	1	3		1
非常勤(人)							2			

2 単位

	管理者		生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤(人)		1		2		1	1	3		1
非常勤(人)							2			

事務職員：専従 1 名

※看護職員が欠員の場合、医療法人 真正会 の看護師を派遣し対応する。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 : 月曜日から金曜日
 祝日、8月11～15日、12月30日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間 : 8:30～17:30
- (3) サービス提供時間 : 1 単位 : 9:05～12:15
 2 単位 : 13:20～16:30

(通所介護等の利用定員)

第 6 条 通所介護等の利用定員は 1 単位 18 名、2 単位 18 名とする。

(利用料等)

第 7 条 1 通所介護等を提供した際の利用料の額は次のとおりとし、当該通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合証に記載のある割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- (1) 地域密着型通所介護を提供した際の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準による額とする。
- (2) 予防給付型通所サービスを提供した際の利用料の額は、和歌山市長が定める基準による額とする。

2 利用者の希望により次の費用の支払いを受けるものとする。

おむつ代 100円、パット代50円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

- 4 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとの区分）について記載した領収書を交付する。
- 5 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通所介護等の内容）

第8条 通所介護等の内容は、次のとおりとする。

- （1）日常生活上の世話及び支援
- （2）機能訓練
- （3）ショッピング
- （4）健康チェック
- （5）送迎
- （6）相談

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

- （1）地域密着型通所介護 和歌山市
- （2）予防給付型通所サービス 和歌山市

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 利用者は、サービスの提供を受ける際に、次の事項に留意することとする。

- （1）気分が悪くなったときは速やかに申し出ること。
- （2）他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただく場合があること。

（衛生管理等）

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

2 事業所において感染症の発生、及び、まん延を防止するために必要な措置を講じる。

（緊急時等における対応方法）

第12条 職員は、通所介護等を提供中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第13条 事業所は、消防計画及び風水害、土砂災害、地震災害等に対処するための災害対策計画を作成するとともに、防火管理者又は火気・消防等についての責任者及び災害対策推進員を定め、消火、通報及び避難の訓練を年2回以上定期的に行う。

（相談・苦情に対する対応方針）

第14条 事業所は、利用者からの相談・苦情に迅速かつ適切に対応する。

2 事業所は、市区町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を

受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(事故に対する方針)

第15条 事業所は、利用者に事故が生じた場合には、速やかに市区町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(送迎外部委託に対する方針)

第16条 事業所は、利用者の送迎業務の一部を外部移送業者に委託しており、送迎に関するマニュアルを作成し、双方での連携を図る。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

2 職員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持し、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとする。また、外部への情報提供を要する場合にあっては必要に応じ、利用者及びその家族の同意を得るものとする。

3 職員であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約に含めるものとする。

4 事業所は、通所介護等の提供に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間、保管する。

5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人真正会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

第18条 事業所の実施状況は以下の通りである。

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見を把握する取り組みの状況	1 あり	実施日	
		結果の開示	1 あり 2 なし
② なし			
第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関	
		結果の開示	1 あり 2 なし
② なし			

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止の為次の措置を講ずるものとする。

(1)虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2)利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3)その他虐待防止のために必要な措置

事業者は、サービス提供中に、当該事業従事者や家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見し

た場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第13条 事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行わない。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは利用者及びその家族に対して説明し同意を得た上で、次に掲げる事に留意し、必要最小限の範囲内で行うものとする。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等について記録する。

緊急性 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限る。

非代替性 身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことを防止することが出来ない場合に限る。

一時性 利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶ事がなくなった場合には、直ちに身体拘束を解く。

- 附則
- この規程は、令和3年7月1日から施行する。
 - この規程は、令和4年2月1日から一部改正する。
 - この規程は、令和4年6月1日から一部改正する。
 - この規程は、令和5年6月1日から一部改正する。
 - この規程は、令和6年3月1日から一部改正する。
 - この規程は、令和6年6月1日から一部改正する。
 - この規程は、令和7年12月1日から一部改正する。